

貝塚市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民又は団体その他のものが企画し、及び実施する行事等に対する貝塚市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援名義使用の承認（以下「後援名義使用承認」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 後援名義使用承認を求められることができるものは、公共的又は公益的活動を行うものうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 委員会が行う施策又は事業に関連する活動を行うもの
- (2) 主催者の存在が規則・会則等で明確に定められ、活動実績があること

(申請)

第3条 行事に対して後援名義使用承認を求められるものは、貝塚市教育委員会後援名義使用承認申請書（様式第1号）に当該行事に関する計画書、予算書、規則・会則等のその他委員会が必要であると認める書類を添付して、委員会に申請しなければならない。

(承認基準)

第4条 委員会は、次の各号のすべての基準を満たす行事に対して、後援名義使用承認をすることができる。

- (1) 公共の福祉又は教育、学術若しくはスポーツの普及に寄与するものであること。
- (2) 市民文化の振興及び向上に役立つこと。
- (3) 主として本市域又は大阪府域において開催する行事であること。
- (4) 政治的又は宗教的活動でないこと。
- (5) 売名又は営利を目的としないもの。
- (6) 不特定多数の市民が参加することができるものであること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるものでないこと。
- (8) その他委員会が特に不適當であると認めたものでないこと。

(承認の条件)

第5条 後援名義使用承認を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた行事以外に後援名義を使用してはならないこと。
- (2) 当該行事の開催に係る経費負担について、名目の如何を問わず、委員会に対して一切これを求めないこと。
- (3) 後援名義を利用し、寄附、援助、参加等の強要等を行わないこと。
- (4) 行事の実施によって生じた事故、災害、トラブル等については、すべて主催者の責任において処理すること。
- (5) 後援名義を印刷するときは、事前に印刷物の見本を提出し、委員会の承認を得ること。
- (6) 当該行事の終了後、速やかにその結果を貝塚市教育委員会後援名義使用報告書（様式第2号）により報告すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認めて指示する事項

(承認の決定)

第6条 委員会は、後援名義使用の可否を決定したときは、貝塚市教育委員会後援名義使用承認書又は貝塚市教育委員会後援名義不承認書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第7条 後援名義使用承認を受けたものは、当該行事の内容を変更し、又は当該行事を中止するときは、速やかに、変更内容又は中止する旨を委員会に書面で届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 委員会は、後援名義使用承認を受けたものが、偽りその他不正な手段により承認を受けたとき、又は承認を受けた後、不正な行為を行ったとき、若しくは第4条に規定する承認の規準に適合しないと認めるときは、承認を取り消すことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援名義使用承認に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。(令和5年12月18日)

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。